

美術館設立運動史における書の位置付け―大正前期を中心に―

前川 知里

章立て

序

第一章 文展会場をめぐる問題

第二章 国民美術協会の結成

第三章 大正初期の書道界―大正博覧会における書部門設置と文展加入を求める運動

第四章 国民美術協会による美術館設立運動

第五章 日本画家による美術館設立運動

結

序

明治期の美術館設立運動史は主に画家を中心とする美術家の自主的な運動によって展開した。明治時代に入ると、政府によって国粹主義的な美術奨励が行われるが、それに対する洋画家の反発が、美術館設立運動の契機となる。その後、陳列会場の取り壊しに際し、危機感を覚えた美術家によって活発な運動が展開された。これには、明治美術会による運動、五号館取り壊しを契機として興った東京美術団体委員会による運動、竹之台陳列館の貸出拒絶から始まった美術館期成会による「常設美術館」を求める運動などがある。これらの運動は美術家が国家に対して展開している。ただし、ここでいう美術家に書家はほとんど含まれていない。

内国勸業博覧会や東京勸業博覧会では、書部門が設置されない年もあり、加えて、官展である文部省美術展覧会（文展）にも、書部門は設けられていない。しかし、明治時代中頃から書のみで展覧会や団体が組織される。これらの中には六書協会や大日本選書奨励会のように「美術」を志向する団体も出てくる。しかし他方で、江戸時代からの流れを受け継ぎ、料亭などで多くの雅会も催されている。このように、人や団体によっては「美術」参入を指して活動を展開しているものの、全体を見渡せば近代美術に加わりようとする意思はそれほど強くはなく、明治期の書道界はまさに新旧の時代の扶間にいたといえる。

大正時代の美術館設立運動には、国民美術協会による運動、大正七年に興った美術館建設期成同盟会による運動、平和記念東京博覧会を契機とした平和博覧会記念事業期成実行会による運動などがある。大正期に入ると、文展の会場めぐって美術館設立運動が勃発する。文展は明治四十年の東京勸業博覧会の展示場として建設された竹之台陳列館を会場としていたが、それは美術の展示に適していなかったために、展覧会場としての美術館建設を求める声は次第に大きくなっていく。一方で、常設美術館を求める声も多く、国民美術協会はこの二つの機能を兼ね備えた「美術館」を構想した。

大正十五年、日本初の公立美術館である東京府美術館が開館するが、それは若松市議会議員長佐藤慶太郎からの寄付金によるものであった。明治六年のウィーン万国博覧会を契機として興った美術家による美術館設立運動は、佐藤から寄付金を得たことによってようやく実を結んだのである。

一方で書は、明治十五年の「書ハ美術ナラス」論争以後、美術史上に明確な位

置付けを持たなかつた。内国勸業博覧会、東京勸業博覧会、大正博覧会、平和記念東京博覧会といった様々な博覧会における書部門設置状況からも、そこには揺らぎが存在していたことがわかる。そうした状況の中、柳田泰麓や豊道春海といった面々が書を「美術」に加えようと運動を展開した。

本稿では、大正前期に行われた東京府美術館開館までの美術館設立運動と書との関わりに着目し、さらに当時の書をめぐる環境を考察することによって、美術館設立運動史における書の位置付けの検討を試みたい。

第一章 文展会場をめぐる問題

大正期に入ると、美術館設立運動が活発化する。文展会場をめぐる問題が表面化したことに端を発し、次第に美術館設立を求める声が大きくなっていく。

大正元年、坂井犀水は『美術新報』内で、日曜祭日には一万二、三千人、平日には四千人訪れるほど文展が「大景気」であり、「美術嗜好者」が「急増」していることを述べ、美術館設立について次のように記している。^②

文展の義務責任の益重大を加へつゝあるに就て、差當り吾人の頭腦に響き來るもの、内、最肝要なるもの二あり。

一は美術陳列館建設の急要にして、二は審査の嚴正にして威信を保つべき事、即ち是れなり。

先づ前者より之を言はん、現在會場の到底美術陳列に適せざることは、識者の夙に認むるところにして、之が改築、否な寧ろ完全なる美術館新設の急要は屢々唱道せられつゝありて、既に美術界の全般の要求なるが、今や更らに一轉して、獨り美術界の要求たるに止まらずして、進んで社會の要求となりつゝありと斷言し得るに至れり、之を疑ふものは、須らく往いて上野に於ける第六回文展に對する社會的好景氣の如何にスバラしきかを目撃し來るに

如かず、是れ眼前現在の事實なり。

坂井は、白馬会の会員であり、『美術新報』の主幹を務め、後の国民美術協会創立に関与した美術評論家である。ここで坂井は、文展の来館者や美術を嗜好する人が増加しているにも関わらず、美術の陳列に適した展覧会場がないことを指摘し、美術館を新設する必要性について言及している。

第六回文展の会場となっていたのは竹之台陳列館（二号館）である。二号館とは明治四十年の東京勸業博覧会の展示場として建設された建物で、博覧会終了後、美術団体に展覧会場として貸し出されていた。採光に不備があり、加えて陳列にも不便があるなど、その実態は美術の陳列に適した建物とは言い難いものであった。^③

会場に対する不満は、翌年の文展の際にも次のように述べられている。^④

現在の如き粗雑にして荒涼、採光不完全を極めたる會場にては、決して展覧會向き以外の、鑑賞に適したる作品を置くに堪へざればなり。此點より見ると、美術奨勵を趣旨とする文展に取りては、美術館の建設が最も根本的に緊要なるを知るべし。

文展会場をめぐる問題は、大正四年も続いている。『美術新報』内で坂井は文展会場の新設を求めている。^⑤

文展、美術院及二科會、三展鼎立して年々秋の藝苑に盛觀を競ふこと、なり、昨年は尚ほ大正博覧會の殘館ありしが爲に、支障少なりしも、本年は一は精養軒に一は三越に、甚しき不便を忍びて開會するの已むを得ざるに至れり。

元來文展は官營の故に世俗の人氣を惹き、隨て其収入も豊かなるに拘ら

ず、其収益は空しく國庫に没収せられ、未だ文展其のものに取りて、最肝要なる會場¹¹平素は美術陳列館となすも可¹²を建設せんともせず、毎年民間唯一の陳列館を占領して他の民間經營の展覽會の開催を妨ぐるは、餘りに心なき仕打と謂ふべし。速に會場を新設して相當の設備をなすことは刻下の急務なり。

大正三年の文展や日本美術院展、二科会展では、その年に催された大正博覧會の際に建設された建物を使用していたが、大正四年の文展は二号館で開催され、日本美術院展、二科展はそれぞれ精養軒と三越で開催された。このように、それぞれ異なる会場での開催は不便を強いられるものであり、展覽会場を求める声は次第に大きくなっていく。

第二章 国民美術協会の結成

明治時代末期から大正時代初期にかけて、美術団体の動きが活発化している。日本美術院が再興し、二科会¹³、草土社¹⁴が結成される。また、国民美術協会の結成もこの時期である。国民美術協会は後の美術館設立運動に大きく関わる。

国民美術協会は、大正元年十一月十七日、上野公園内精養軒で開催された、第六回文展第二部（洋画部）美術審査委員と作家との懇親会の場において結成された美術団体である。懇親會中、松岡寿が「斯る會合を以て単に一時的のものとして終るは遺憾なれば、恰も仏蘭西のソシエテナショナルデボザールの如き組織とし、永久的の會合となし度し」と発言したところ、岩村透が賛成し、席上に提出することを勧めた¹⁵。これを受け、席上において松岡が国民美術協会の結成を提案、黒田清輝が即座に賛成の意を表し、「其は多年の宿志にして、嘗て屢々政府当局に建したるところなるが、未だ実行を得ざりしなり、今にして之を思へば、従来偏へに政府に縋り、受動的に行動したるが一大誤謬にして、美術家は宜しく

自ら健全なる団体を組織し、大に主動的に斯界の為に尽さざるべからず」と発言した¹⁶。岩村もこれに賛成し、次のような趣旨を説いた¹⁷。

斯の如き會の、起るべき必要は何人も久しき以前より考へ居たることにて、其會の目的とするところは、畢竟洋画家が對國家、並に對社會上、美術家共通の利益を謀り、美術界全般の進歩を促すに在り、文展のことの如きは固より論を俟たず、或は陳列館の新設、俱樂部又は會館の設立、或は世界的に我美術界の發展を計り、近來歐米に行はる、學者の交換講筵の例に倣ひ、交換展覽會を開き、泰西名家の作に接するの機會を作り、又はヴェニス市が隔年毎に万国展覽會を開催して、大に美術の發展に資しつゝあるが如き、世界的なる有益の企を起すも可なり、或は美術行政上の諮問機關となり、又は進んで有益なる建策をなし、又は自ら実行の衝に當るも可なり、或は適當なる美術留學生の推選をなし、或は画家の養老又は遺族扶助の方法を立つる事、又は資力に乏しき青年美術家を補助する事等、美術家の一致して、當さに為さざるべからずこときわめて多し、もちろん技術上の主義や手段に於ては各自異なるが当然故、それ等の点に依つて小団体の分立するは毫も差支なきも、一面美術家共通の利害問題を処理すべき一大機關は必要欠くべからざるものなり

岩村の発言は満場一致の賛成となった¹⁸。

この趣旨で注目すべき点は二つある。一つは「陳列館の新設」と、美術館設立に言及している点であり、もう一方は「美術行政上の諮問機關となり」と、美術行政への関与について言及している点である。ここから、国民美術協会結成の目的に美術館設立が含まれていたことがわかる。併せて、黒田、岩村両氏の演説から、国民美術協会結成は美術家が主導的に美術家の利益と美術界の進歩のために行動しようとする意思の表れであったことがわかる。当時の美術家は、自ら行動

を起さなければ、利益や美術界の進歩は得られないと考えていたといえるだろう。

国民美術協会に対し、当時の美術家は次のような希望を抱いていた。¹³⁾

美術家と云へば従来社會の一隅に寄寓し、輕蔑と薄遇とを受け、無爲無能を以て目せられ、甚しきは權門に阿り勢家に媚び、幫間者流と伍せられて恥ぢざりし觀あり、而して事毎に偏に官府の施設に依頼し、美術の何たるを解せざる所謂獎勵家の指揮に盲従したるを以て、心ある者は常に之を憤慨しつゝ、ありしが、今や有爲なる美術家は奮然として蹴起し、美術家自ら美術の進運を促し、美術界の事務を料理せんとするの端を啓きたるは慶賀すべきことにして、斯る機運に際會したる以上は、苟も識見あり氣力ある美術家は、斷然黨派的偏執を去り、科目の異同を問はず、美術界自治の思想の下に賛同し、美術界全般の爲に協力し、社會に對し、國家に對し、美術の勢力を扶植し、美術家の主張を確立する方法を講ぜざるべけんや。

当時、美術家は、自身の立場が輕視されていると感じていたようである。加えて美術奨励の指揮を執る政府が「美術の何たる」を理解していないと考え、不満を抱いていたことがわかる。その上で、「美術界自治の思想」をもつて、「美術界全般の爲」に団体の垣根を超えて、社会ないし國家に對して「美術家の主張を確立する方法」を考えていくことを求めている。

では実際の国民美術協会の活動はどのようなものであったのだろうか。確認するにあたり、大正二年に国民美術協会が作成した「趣意書」を参照したい。¹⁴⁾

(一) 我國現代作家ノ代表的製作ヲ蒐集陳列シ、廣ク公衆ニ紹介スルト同

時ニ、時々作家ノ個人的製作ヲ發表スベキ、完全ナル美術館ノ建設ヲ圖ル事

(二) 我日本ノ美術ヲ世界ニ紹介シ、又外國ノ美術ヲ我國ニ紹介センコトヲ圖ル事

(三) 藝術家ノ保護救済及ビ有爲ナル少壯藝術家ノ教育獎勵ニ盡ス事

(四) 都市ノ美觀、名蹟ノ保存、風致ノ保全等ニ關スル經營施設ニ關シテ盡力スル事

(五) 政府ヲシテ廣ク趣味的事業及其教育ニ盡力セシムル爲ニ建議ヲ爲シ且之ガ實行ヲ期スル事

(六) 美術ニ關スル講演會ヲ開催シテ美術上ノ智識ノ向上ト普及トヲ圖ル事

(七) 藝術家ノ社交ヲ目的トスル俱樂部ヲ設置スル事

ここでは「美術家の主張を確立する方法」が具体的に記される。中でも一つ目の項目には美術館建設が掲げられている。このことから、国民美術協会が美術館設立を活動の中心に据えていたことがわかる。

国民美術協会は次のような性質を持つ団体であった。¹⁵⁾

同協會は公設展覽會入選者を中心として、組織せられたるものにして、相當の資格を有する作家を網羅せるもの、其技術の公認せられたるは勿論、其思想も亦自ら新進の人々を以て充たされたるものと見るべく、固より他の私黨的結合乃至營業的結合の諸團體と其性質を異にするを以て、同協會にして、自重自任、着々其抱負を實行するに於ては、國家並に社會の信認を受くるは、洵に易々たるが如しと雖とも、國家並に社會が、眞に藝術の價値を理解し、之を尊重するに至らんには、前途猶ほ甚だ遼遠なるべく、隨て同協會の努力に待つべきもの決して尠少にあらず

前述のように国民美術協会の起こりは、第六回文展洋画部美術審査委員と作家

との懇親会に端を発している。そのため、国民美術協会は「公設展覧会入選者」を中心に組織されており、従って「私党的結合乃至營業的結合の諸団体と其性質を異にする」と、私設の美術団体とは異なるということを主張している。

朴は、国民美術協会は、国家や社会に対して美術の信頼を育むと同時に美術家の地位を公認させることを目的として、当時の「公設展覧会」であった文展を基準として挙げたために、その美術館像とそれ以前の私設展覧会場を優先視する美術館構想との間に相違が生じ、結果として文展出品作を中心とした文部省寄りの「近代美術館」構想へ移行したことを指摘している。¹⁵⁾

ここで、国民美術協会において書が扱われていたか否かを確認したい。国民美術協会の規則が記された「国民美術協会定款」の第九条では「第九条 会員は其の専門に従ひ左の四部に区分す」として、会員を以下の四部分に分けている。¹⁶⁾

- 第一 繪畫（日本畫、西洋畫）部
- 第二 彫塑部
- 第三 建築部
- 第四 裝飾美術部

国民美術協会の会員の区分には、書は含まれていない。「日本に於ける美術の進歩発展を図り美術家の保護奨励を目的とす」る国民美術協会であるが、その「美術」概念に「書」は内包されていなかったといえる。国民美術協会が文展洋画部美術審査委員と作家との懇親会の場で結成されたという背景を考えるのならば、西洋の美術概念に包含されず、また当時文展加入を果していない書が含まれていないのは当然の結果といえるだろう。このように、国民美術協会が新設しようとしていた「陳列館」の展示作品に書は織り込まれていなかったと考えるのが妥当である。

また、国民美術協会の会員区分に「日本画」の名称が見られるものの、当時の

日本画界の中心的な人物であった横山大観、下村観山、竹内栖鳳、寺崎広業、川合玉堂などは国民美術協会に参加していない。¹⁷⁾ 洋画界と日本画界の対立は、明治初期に行われた政府主導の国粹主義的な美術奨励運動によって洋画が排斥されたことに端を発しているが、これはその対立が大正時代初期においても継続していたことを意味する。¹⁸⁾ 以上のことから、国民美術協会は洋画に比重を置いた美術団体であったことが推察される。

やがて国民美術協会は「国立美術館設立の計画」を活動の軸に据える。¹⁹⁾ その内容は国民美術協会が発起者となって世の有志者の賛同を求め、「国民美術株式会社」を創設し、美術館を建設しようというものである。²⁰⁾ 計画を企てていたところ、明治政府の殖産興業政策に携わっていた官僚の前田正名が類似の計画を立てていることを黒田清輝が聞きつけ、交渉した。結果的に意見が一致したため、「国民美術株式会社」の資金約十万円を一口五十円の二千株で集め、「国民美術館」を設立する計画が立てられた。そして、設立場所を丸の内三菱原とし、建坪は百坪、三階建て建設するという構想が練られた。²¹⁾ まず手始めとして、美術展覧会を東西に分け、春秋交互に開催することが定められた。²²⁾ こうして具体的なビジョンが描かれたものの、国民美術館構想は実現しなかった。

第三章 大正初期の書道界―大正博覧会における書部門設置と 文展加入を求める運動

大正二年三月二十日から五月十日まで、博覧会協会主催の第三回東京勸業展覧会が東京勸業会陳列館において開催され、前年の第二回東京勸業展覧会と同様に書の出品部門も設けられた。²³⁾ 第二回東京勸業展覧会では出品種類が「美術、美術工芸品（書ヲ加フ）及製作工業品ヲ限り」と規定されていたが、第三回東京勸業展覧会では新たに「一般工業品」が加えられた。²⁴⁾ これは、翌年に開催を控えた大正博覧会を睨んでの処置であり、第三回東京勸業展覧会は「博覧會へ出品セシメ

ントスル者ノ準備ヲ整フルニ便宜ナル機會ヲ作ラシメンコトヲモ期シタリ」と、大正博覧会に向けての出品準備を整える機会としての性質も有していたようである。しかし、書の出品は前回の第二回東京勸業展覧会よりも五十六点も減少し、西川春洞、前田黙鳳、中根半嶺、田口米舫、市河得庵、渡邊沙鷗、齋藤芳洲、近藤雪竹、諸井春畦、諸井華畦、中根半湖、佐瀬得三、武田霞洞らの出品もなかったようである。⁽²⁸⁾ 第二回東京勸業展覧会の書部門設置は日本書道会の働きかけによるものであったが、その日本書道会の会員から不出品者が多く出ていたようである。第二回東京勸業展覧会における書の成績は好調といえるものではなかったが、こうした書家たちによる不出品は、東京勸業展覧会に対する不満の表れとも見て取れよう。こうした様子は周囲にも伝わっていたようであり、第三回東京勸業展覧会は決して好評といえる結果ではなかった。第三回東京勸業展覧会において褒状を受賞した佐藤梅園は次のように述べている。⁽²⁹⁾

出品の傍に附すべき名札に、篆書が隸書となつたり、行書が草書となつたり、杜撰な處を見てもいかに油の乗らないかわかる多少名の人もないではないが、それだけを除いたとしたならば、まづ花形は大半ゼロと云つてもよい位だ、これが大正の新時代に、書道の發展を企圖する人々のやり方であらうか、斯道史上に特筆すべき、正に書道のポイコツトたるを斷言するに憚らない

梅園は「正に書道のポイコツト」であると述べているが、当時の書道界を牽引していた書家の示し合わせたかの様な不出品は、鑑賞者に「まづ花形は大半ゼロと云つてもよい」と言わしめる程のものであった。

加えて、第三回東京勸業展覧会を參觀した書道奨励会の会員は次のように評している。⁽³⁰⁾

今年の勸業展覧に於ける書道部は、昨年に比して知名大家の出品が非常に少なかった。其内面には種々な理由があるかも知れないが、兎に角外から見ると、大家先生達は甚だ斯道に對して冷淡だと云ふ批評は免れまい。今後はどうか多少の不平は忍んでも斯道の振興に骨を折つて戴きたいものだ。

こうした書家たちの不出品は、傍から見ても目につくものだったようである。第三回東京勸業展覧会における書の成績は、二等賞牌が山崎棲鷗、江上瓊山ら二名、三等賞牌が久志本梅莊、小山雲潭、木下翠紅ら三名、褒状が西脇呉石、佐藤梅園、尾上柴舟、川村驥山、岡山高蔭他、計二十五名であった。結果のみに目を向けると、前回の第二回東京勸業展覧会よりも受賞者が増えているが、その内情は、知名大家の出品が少なく、好調とはいい難いものであったのである。

また、第三回東京勸業展覧会と同年、蘭亭修禊記念会が開催されている。これは、王羲之が会稽山の蘭亭で雅会を催した永和九年癸丑の年を記念して、日下部鳴鶴、野村素軒、今泉雄作、正木直彦などの主唱の下、法書会を中心に計画された。⁽³¹⁾ ここで、蘭亭修禊記念会の発起人に下村観山、荒木十畝、小室翠雲らの名が見えることに注目したい。⁽³²⁾ 「書」という括りではなく、「書画」概念によって催されたものであることがわかる。

蘭亭修禊記念会は大正二年四月三日、日本橋俱樂部において催された。日本館には祭場、詩会、煎茶席が設置され、西洋館には諸家珍藏の蘭亭序及びその臨本、並びに蘭亭修禊図画などの陳列場が設けられ、両国の美術俱樂部では席上揮毫の余興などが行われた。⁽³³⁾ このように、蘭亭修禊記念会は江戸時代からの流れを汲んだ雅会のスタイルで開催された。入場者は一千数百人に及ぶなど、盛会だったようである。⁽³⁴⁾ また、内藤湖南の提唱によって、京都府立図書館において大正癸丑蘭亭会が催されている。このように蘭亭一六五〇年記念のイベントは全国で計画、実行された。

大正二年の春、翌年に開催予定の大正博覧会の規則が発表されたが、その中に

書部門はなかつた。第三回東京勸業展覧会での諸大家の不出品を鑑みるならば、当然の結果ともいえよう。これを受け渡邊沙鷗は、第三回東京勸業展覧会審査会の席上において、大正博覧会への書の加入希望を求める発言を行い、それは周囲の賛同を得ることとなった。沙鷗は第三回東京勸業展覧会において審査員を務めながらも不出品だった書家の一人ではあるが、東京勸業展覧会よりもはるかに規模の大きい「博覧会」へ書を復帰させることには強い意欲を持っていた。沙鷗は知事宛の建議書を作成し、蘭亭修禊記念会翌日の四月四日に提出した⁽³⁸⁾。その内容は以下の通りである⁽³⁹⁾。

今發表せられたる東京大正博覧會規則を覽るに、其規模廣大にして、出品は十四部百八十類に區別し、教育、學藝、美術、工藝各種工業等より天産迄、凡そ現代の品類を網羅されたるに不拘、獨り「書」を除外せられたるは頗る遺憾に存候。然るに書道は、近年漸次復興の機運に向ひ、現今都下に於ては、日本書道會、談書會、法書會、斯華會、健筆會、大日本選書獎勵會、書道獎勵協會、明治書道會、其他斯く習字會等の團體林立して、斯道を研究し銳意其進歩に後れざらんことを期し居候狀況に有之、既に昨日開催したる、王羲之蘭亭修禊記念會の如き、會するもの無慮壹千三百餘名の多きに達したるは、偶々以て書道が如何に勃興せるやを證するに足るものと存候。加之東京勸業博覧會に於ては、第一部に書を加へられ、今現に開會中に有候事に付、大正博覧會出品部類目錄中、第二部、第二十一類の「篆刻」を「書、篆刻」と改め、書を加へられ候様、御詮議相成度、此段願上候也。

ここでは、発表された大正博覧会規則ではほとんどの「現代の品類」を網羅しているにも関わらず、書がそこに含まれていないことが遺憾であるとし、第二部第二十一類の「篆刻」を「書、篆刻」と具体的な案を提示してこれを改めるよう求めている。その理由として、書道団体が林立し、研究を行っていることや、蘭

亭修禊記念会の盛会の例を挙げ、書が盛んになつてきていることを述べている。これは、第三回東京勸業展覧会の審査員を務めていた野村素軒、岡村梅軒、山内昇、小野鷲堂、今泉雄作、大口鯛二、田口米舫、浅井寛哉、前田圓、前田健次郎、蘆野楠山、山岡米華、中村不折、渡邊沙鷗の連名によって提出された。結果的に建議書は受け入れられ、大正博覧会の第二部「美術及美術工藝」第二十一類「書及篆刻」として書部門が加えられた⁽⁴⁰⁾。この背景には東京勸業展覧会において書部門が設置されていたこと、蘭亭修禊記念会が盛会であったことがあ

る。
大正三年三月二十日から七月三十一日にかけて、東京府主催の大正博覧会は、上野公園を主な会場として開催された。ここでは「書」部門に計四百七十三点の出品があり、そのうち九十八点が合格した⁽⁴¹⁾。審査主任は野村素軒が務め、報告を今泉也軒、審査委員を中根半嶺、西川春洞、山内香溪、小野鷲堂、大口周魚の五名が務めた⁽⁴²⁾。このように、審査員の顔ぶれが明治四十五年の第二回東京勸業展覧会とほとんど変わっていないことから、大正博覧会は東京勸業展覧会の流れを汲んでいたことがわかる。大正博覧会では加藤旭嶺、豊道春海、尾上柴舟の三名が銀牌を、岡山高蔭、渡邊沙鷗ら計六名が銅牌を受賞するなど、東京勸業展覧会と比較すると「書」部門での上位入賞者が増加していることがわかる。
そして大正博覧会の書部門設置の決定を受けて勢いを得た書家は、日本書道会を中心として、文展に書部門設置を求める運動を行った⁽⁴³⁾。日本書道会では「官設美術展覧会に書の一目を加ふる建議」として、次のような建議が行われた⁽⁴⁴⁾。

謹ンデ按ズルニ、書ハ東洋ノ美術也。官既ニ美術展覧會ノ設アリ。須ラク書ノ一目ヲ置キ、以テ斯道ヲ獎勵セラルベシ、蓋シ歐米諸國字アリテ書ナシ。而シテ其所謂字ナルモノ單ニ口語ヲ表記スル符號ニ過ギズシテ、書ノ美術タルヲ解セズ。随ツテ書ヲ展觀品質スルノ事ナシ。我東洋ノ書ハ之ニ異ナリ。運筆法アリ。揮拂律アリ。之ヲ練習スルニ幾多ノ歲月ヲ費シ、之ヲ結體スル

ニ畢生ノ腦力ヲ要ス。其成ルニ及ンデヤ、展掲シテ以テ崇高ノ念ヲ發スベク、裝潢シテ以テ居室ノ美ヲ裨クベシ。畫棟・雕欄モ鳳翥・龍翔ノ一扁アラザレバ、金碧徒ヲニ俗了セン。大厦高堂モ春蚓秋蛇ノ一幅ヲ缺クトキハ賓客ノ襟懷ヲ爽ニスルヲ得ズ。實ニ繪畫ト其體ヲ同ジクシ、雕刻ト其用ヲ齊シウセリ。若夫レ正人義士端莊嚴肅ノ氣ヲ鐘メ高士逸人絶塵超邁ノ想ヲ寓シタル作ニ至リテハ、其風教ヲ裨益シ人心ヲ高潔ナラルシムルノ効、寧口畫雕ノ上ニ在リ。彼ノ道風・空海等ノ手ニ成レルモノ、現ニ國賓トシテ尊重保持セラル、ハ、蓋シ復故ナキニアラザルナリ、今ヤ之ヲ獎勵シテ斯道ノ進歩ヲ圖ルハ、最モ必要ノ事ナラズヤ、生等ノ見ル所斯ノ如シ。仰ギ冀クハ當局速ニ書ノ一目ヲ官設展覽會ニ加ヘラレンコトヲ。連署シテ茲ニ建議ス。

ここでは西欧には書がなく、またそれを鑑賞する土壤がないことについて言及し、「書ハ東洋ノ美術」であることを主張している。また、この建議書に岡倉天心の「書ハ美術ナラスノ論ヲ読ム」との共通性が垣間見えることを特記しておきたい。明治十五年に小山正太郎が発表した「書ハ美術ナラス」論に代表されるように、明治になって「美術」が翻訳語として誕生して以後、書を「美術」として扱うか否かは定まっておらず、公的に位置付けられないままであった。このように西欧の美術概念によって「美術」の制度化が進んでいく様を目の当たりにした書家は、危機感を覚えていたのであろう。書は絵画や彫刻とその性質は変わらず、むしろ「人心ヲ高潔ナラルシムルノ効」が絵画や彫刻よりも上であるとして、速やかに書を官設展覽會である文展に加えることを要求している。

この時期、書だけでなく、写真、工芸にも加入を求める動きがあった。このことについて『美術週報』では次のように批判している。⁽¹⁾

斯る運動の起れる動機、甚だ感服し難きを思ふ元來官僚崇拜の陋習ある此國に於て官催の故を以て文展の人氣益盛んなるに連れ、俗間の聲價を博す

るに都合よき一機關と見做され、從て之を利用せんとするの目的を以て、斯る運動は起るなり。其動機不純にして、眞に藝術を愛重するもの、響聲を免れざる所以なり、蓋し書家、寫眞家、工藝家が、強て文展に加入せざれば、美術家としての證明を與へられざるが如く迷信するは、却てその自身の薄弱を表明するものと謂ふべし。然れども、眞に大局より達觀して、文展の改良、完備を期するの趣旨より、適當なる増科を企つるものあらば、そは慎重に講究を價するは論を俟たず。

『美術週報』では、日本には元來官僚崇拜の悪い風習があり、そのため官展である文展が世間の評価を得るのに都合よいと見做され、書や写真、工芸の設置を求める動きが起こつたのだと批判している。加えて、このようにその動機が不純なためにこれらの運動が芸術を愛好する人の響聲を買うのだと指摘し、もし書や写真、工芸が文展に加入したならば、自身の薄弱さを露呈することになると述べている。更に、書の加入については次のように続けられている。⁽²⁾

書に至つては甚だ難題なり、そは書が美術なりや否やと云ふ學理的問題は姑く措くも、現に方今書家の書なるものにして、果して美術的價值あるもの幾許ありや、吾人は元來藝術てふ意味を可成廣義に解せんと欲する者なれども、今俄に書を文展に加ふるの、文展の爲にも將た書家の爲にも、適當ならざるを思ふ。蓋し書の藝術としての可能性は、繪畫の如く本來的ならずして、寧ろ多く筆者の特殊なる人格に基因して初て決定せらるゝものなればなり。換言すれば、書の藝術的價值は、却て文展以外特殊なる機關によりて獎勵せられ保存せらるゝを適當とすべし。

当時の書家の作品に美的価値のあるものは少なく、また書の芸術的価値は絵画とは異なり本来的ではなく、筆者の人格に左右されるものであるため、書は文展

に入れずに別の機関において奨励、保存を行うべきであるとしている。

これが掲載された『美術週報』は、主幹の坂井犀水が国民美術協会の理事を務めていることに象徴されるように、基本的には国民美術協会の理念に沿って執筆されている。それを踏まえた上で上記を捉えるならば、大正初期においても、明治十五年に岡倉天心と小山正太郎との間に起こった「書ハ美術ナラス」論争の決着が着いていないことが窺える。また「文展以外特殊なる機關によりて奨励せられ保存せらるゝを適當とすべし」とあることから、国民美術協会が書の文展加入に対して消極的な姿勢をとっていたことが読み取れる。国民美術協会の美術館構想は、文展出品作を中心に据えた文部省寄りの「近代美術館」構想であり、国民美術協会が構想する美術館の展示作品に、書が想定されていないであろうことが指摘できるのである。

第四章 国民美術協会による美術館設立運動

大正四年、国民美術協会は大正天皇即位の記念事業としての美術館建設を求め、建議案の作成に取り掛かった⁽⁴³⁾。そして国民美術協会だけでなく、他の美術団体と協力し、「美術界の生存的大問題」として美術界全体の運動を画策した。加えて東京市に住んでいる美術家三千人余りが一丸となって行動し、計画の実行を求めた⁽⁴⁴⁾。さらに国民美術協会は、大典記念美術館の建設を東京市に建議するた⁽⁴⁵⁾め、石井柏亭、坂井犀水が建議書起草委員となって案文を練り、理事会がこれに修正を行い、大正四年六月十七日に中條会頭が会を代表して、東京市長に以下の内容の建議書を提出した⁽⁴⁶⁾。

思ふに 東京市當局に於ても 必ずや既に幾多名案の議題に上れるものあらんと信ずるも 我等国民美術協會會員は 敢て自ら揣らず 茲に我美術界の希望のあるところを建議し 之が遂行を請はんと欲す そは御大典を奉祝

すべき絶好の記念として 大典記念美術館を我東京市に建設せられん事即ち是れなり

(中略)

更に現今美術界の状況より之を言へば 年々奨励の爲に文部省が美術展覽會に於て買上げたる代表的作品は適當なる陳列場なきが爲に空しく何れかに埋藏せられて殆んど見ることを得ざるの憾みあり 此等は美術館の建設を得ば 陳列して公衆の觀覽に便し 後進の参考に供するを得可きなり

又我東京市は未だ適當なる美術展覽會場を有せず 其構造完全にして採光其宜しきを得 陳列竝に觀覽に便なるものを建設するは 美術の健全なる發達を期する上に於て必要なる急務たらんずばあらず

夫れ斯の如く 美術館の建設は啻に吾人國民美術協會々員等の希望なるのみならず 實に我美術界多年の宿望なり 加之東洋の美術國と稱せらるゝ我日本帝國の首都として 東京市の體面を保つ上に於ても市民一般の熱望するところたるを疑はず 若し夫れ美術館の建設成り 其施設運用宜しきを得ば 市民の趣味を涵養し人心を緩和し民力を振作し 更に國富開發に資することを得ん 況や此事業たる今回の御大禮を奉祝し 併せて之を永久に記念するに於て 其意義最も適切なること前述の如くなるに於てをや

市長閣下 請ふ前述の事由を諒とし 之が實現に盡力せられんことを 参考に供する爲 別紙實行に關する希望案件を具し 敢て建議す

大正四年六月十七日

國民美術協會

(理事連名)

大典記念美術館建設に關する希望案件

一 該美術館は近代美術の陳列館として明治以降の代表的作品を陳列し、世人をして今日の我美術の基礎を築きたる歴史を尊重せしめ系統の觀念を養成せしめたき事

右に就き文部省の文展買上品等は寄託を受けて陳列したき事

一 臨時特別陳列として古代又は外國の作品を展覧することあるべき事

一 常設陳列場の外に展覧会場及び講演会場（便宜其他の集會に使用し得べきものとす）を附屬する事

一 建物の外觀は相當の美觀を備ふべきは勿論なれども決して華麗を欲せず虚飾を去り陳列館として實用に適するものとし採光其他陳列並に觀覽に便なる用充分の注意を用ゐたき事

一 當初より強て宏大を期せず小なりとも堅實なるものとし漸次増築して終に大陳列館と成し得る様に設計する事

一 新智識と鑒識とを有する美術家及美術學者中より美術館評議員若干名を依嘱し名譽職として設計より經營（物品の撰擇、鑑別其他）等の事に當らしめたき事

一 評議員の選任は最も慎重にせられたき事

一 鑑別を嚴にし陳列品は我美術史上の代表作たると同時に該作家を表彰するものとしたき事

一 陳列品は寄託、寄附、購入（若し能ふべくは）等に依る事

一 建築設計は懸賞を以て募集し評議員買に於て審査、決定、又多少實際に當りて修正する事

一 但募集金額僅少にして懸賞費の餘裕なきときは適當なる技師に囑託し評議員と協議の上實行せしむる事

一 美術館敷地は日比谷公園内の事

一 建坪 凡七百坪

一 建物は三階建とし、階上を常設陳列室とし、階下を臨時展覽會場とし、地下を事務室、倉庫等とす

一 別に附屬講演場を設くる事

一 建築豫算 凡百萬圓

一 募集金額 凡五十萬圓

内譯概算

百萬圓 建築費

拾萬圓 設備費

五萬圓 募集費、懸賞費、諸雜費

參拾五萬圓 維持基金

一 募集金實額に依て設計其他共多少變更すべき事

一 當初可成維持基金を殘し置き且つ年々市より幾許の補助金を加へて經營すること

一 觀覽券料及展覽會場貸付料収入は經常費の補とする事

一 可成は別に後援會を組織し備品蒐集、購入の費用等に補助を與へたき事

この建議案は「大典を奉祝すべき絶好の記念として 大典記念美術館を我東京市に建設せられん」とあるように、大正天皇の奉祝記念として美術館を建設することを東京市に対して求めるものであった。そしてその美術館に陳列する作品について、「年々獎勵の爲に文部省が美術展覽會に於て買上げたる代表的作品」は「陳列場なきが爲に空しく何れかに埋藏せられて殆んど見ることを得ざる」ために、「美術館の建設」が叶つたならば「陳列して公衆の觀覽に便し後進の参考に供するを得可き」であるとしている。この「文部省が美術展覽會に於て買上げたる代表的作品」とは文部省による文展買上げ作品を示している。また、「大典記念美術館建設に関する案件」の中で「近代美術の陳列館として明治以降の代表的作品」を陳列するとしているが、これらの事を鑑みるに、「近代の美術」を展示のメインとして構想しており、その「明治以降の代表的作品」として「文部省が美術展覽會に於て買上げたる代表的作品」が想定されていたと捉えることができる。そして臨時的特別陳列として「古代又は外國の作品」を陳列すること、

「常設陳列場」の外に「展覽会場」を設けることが考えられていた。

朴は、これまで美術館設立に関する建議書はあったものの、「近代美術館」としての美術館設立を公式化した文書はなく、ここにおいて初めて「明治以降の代表的作品」による「近代美術の陳列館」としての「近代美術館」という具体的な美術館構想が公式化したということを指摘している⁽⁴⁶⁾。加えて、このような「近代美術館」設立を中心に据えた構想は、美術及び美術家の社会的地位を公認させようとするものであったことを指摘し、それが建議書の「陳列品は我美術史上の代表作たると同時に該作家を表彰するものとしたき事」という項目に表れているとして⁽⁴⁷⁾いる。国民美術協会は前述の通り、「日本に於ける美術の進歩発展を図り美術家の保護奨励を目的」としていた団体だが、それがこの建議書の内容にも反映されている。さらに朴は、当時の美術家の意識の中に、美術が「社会的効用」を持たなければ生き残れないという危機感があり、そのため美術を「趣味教育上必須の機関」として社会にとって有意義なものであると位置付けようとしていたこと⁽⁴⁸⁾について言及している。当時の美術家は、自身の現状を冷静に判断し、当時の美術ないし美術家が冷遇されている現状を打破するために、ただ単に美術の推進を行うのではなく、美術に「趣味教育」という「社会的効用」を付加して美術の社会的意義を見出し、生き残ろうとしていたのである。

さらにこの建議書は、美術館の建設場所や予算、建築の構造などについても詳述している点で注目に値する。建設予定地や建物の構造、また常設美術館設立を目指していたというところに、東京府美術館との差異が見られるが、建築費を百万円と定めていることや、「美術」概念に書を含んでいないところに、共通性が見られる。

しかし結果として、東京市の大典記念事業は僅か十一万円の予算で、屏風や衝立を献上することに留まり、この大典記念美術館の計画はまたもや実を結ばずに終わった⁽⁴⁹⁾。

そうした中、これまで文展に重きを置いてきた国民美術協会において、文部省

からの分離を求める動きが表面化してきた。これは東京美術学校問題に端を発している⁽⁵⁰⁾。これを受け、「美術週報」には美術行政と文部省の分離を求める論説が掲載された⁽⁵¹⁾。論説では、東京美術学校問題が起こったのは、文部省が美術行政の方針を定めず、悪政を行った結果であると批判し、その責任が文部省にあるにも関わらず、一属官である正木直彦校長に一任して自らは責任を負っていないことを指摘している。加えて文展の審査員問題についても言及し、文部省に責任の一端があると批難している。さらに、「美術界を文部省から絶対に絶縁」させ、新たな美術省を設置することを政府に対し求めているのである。

この後、「美術週報」では文展に対する批判が掲載されるようになり、その中には文展廃止論までもが現れるようになった。国民美術協会は当初、「公設展覽会入選者」を中心として、つまり文展を一つの基準として組織していたわけであるから、文展ないし文部省に対する批判が起こったことは重視すべきである。大典記念美術館を求める建議書内において国民美術協会が構想した美術館は文展買上品を中心に据えた「明治以降の代表的作品」で構成される「近代美術の陳列館」であったが、ここにきて文展に対する批判が始まったことによって、国民美術協会が構想する美術館像もまた変化していくのである。

第五章 日本画家による美術館設立運動

大正七年三月、「帝國美術館建設に関する建議案」が衆議院に提出され、同時に「美術振興に関する建議案」が貴族院に提出された。これはどちらも日本画家の発案によって行われたものである⁽⁵²⁾。「帝國美術館建設に関する建議案」は三月十九日に鶴澤総明、関和知、高木益太郎、金杉英五郎、秋田清五名の提案によって衆議院へと提出されたが、そこには「美術の向上開發と美育の普及とを圖るは目下の急務なり、政府は速に帝國博物館を建設し以て此目的を達せむと望む」と直ちに美術館建設を求める内容が記載された⁽⁵³⁾。そして鶴澤はこの建議案に

ついで次のような説明を行った。³³⁾

此國家の經營に成る美術館の如きものは、吾々の提案を俟たずして政府が今日の場合に於て、直ちに之を實行すべきものであると考へるのである、凡そ此度の様に破壊の事業の進んで居る場合に於ては、同時に建設若くは保存の事業が進まなければならぬのである。(中略)今日東洋の美術國として世界に隠れなき我國に於て、古代の美術或は近代に亘る所の幾多の美術を陳列する處の帝國美術館と云ふ様なもの、今日無いと云ふ事は、甚だ我國の文明の爲に遺憾であると申さなければならぬと思ふ。歐羅巴諸國の事は私は一向に知らぬが、苟も此美術と云ふものを非常に重大視して居る。或は此美術に依つて單に代表的に非ずして一種の擬寫的教育を施し、即ち知らず識らずの間に國民の高尚なる気分を養ふと云ふ様な、此意味に於ても非常に此美術館を必要とする云ふ様に聞て居るのである。で今日澤山にある我國の古代美術の如きも、之を保存をし、之を多くの人に展覽せしむるに足りる處の、即ち此美術を入れて大勢の觀覽に供せしむる場所の無い爲に、美術は寧ろ涙を灑ばして泣いて居る様な狀況になつて居ると云ふ話である。(中略)今日私共は先づ美術其もの、爲にも或は美術教育の爲にも、非常に是は必要なものであると思つて、本案を提出した次第である。政府は此趣旨に鑑みて、一刻も早く此帝國美術館の建設に従事せられん事を望むのである。

鵜澤の發言は、國民美術協会が提出した建議書とは内容を異にしていることがわかる。どちらも近代化が進んだ日本において未だに国立美術館もしくはそれに相当するものがない現状を遺憾であるとして美術館設立を求めている点では共通する。しかし、この「帝國美術館に関する建議書」で構想される美術館は「古代の美術或は近代に亘る所の幾多の美術を陳列する所の帝國美術館」であり、「古代の美術」の展示に対しても重きを置いた美術館構想であつたことが読み取れ

る。近代洋画の担い手である洋画家を中心に編成された國民美術協会が構想する美術館像に「古代の美術」が重視されていなかったのは当然ともいえるだろう。

一方、「美術振興に関する建議案」だが、これは三月十六日の貴族院において、馬屋原彰、坂本鈺之助二名の發議によつて提出された。³⁴⁾建議案の内容は「固有美術」の奨励を求めるものであり、「日本画」の「本義及歴史的要義」を調査し、「中央の美術教育上に根本的改善を加へ」、「其の奨励方法」を「教育の方針と一致」させ、「美術の振興發達を図る」ことを求めるものであつた。³⁵⁾つまり、日本画の振興を求めるために作成したものであり、その内容は本来の意味での「美術振興」を求めているとは言い難いものであつたといえる。このように、日本画家による美術館設立運動を通覧してみても、書の動きは入っていない。書は「美術振興に関する建議案」の範疇外だったのである。

結

ここまで大正前期の美術館設立運動を概観してきたが、それは文展会場をめぐる問題に端を發していた。当時、文展の会場となつていたのは、明治四十年の東京勸業博覧会の展示場として建設された竹之台陳列館であり、美術の展示に適した空間ではなかつた。大正三年には同年に開催された大正博覧会の際に建設された美術館において文展が催されたが、それ以降は再び竹之台陳列館に会場を戻している。このように、美術の展示に適さない会場を使用しなければならないという状況は、美術館設立を求める声へと繋がっていく。

そうした中、第六回文展第二部(洋画部)美術審査委員と作家との懇親会の場合において國民美術協会が結成される。國民美術協会はその後の美術館設立運動の中心を担う。國民美術協会は洋画家を中心として結成されていたが、明治十五年の小山正太郎の「書ハ美術ナラス」以来、洋画家の美術概念に書は内包されてこなかつた。従つて、國民美術協会の主導する美術館設立運動に書家及び書道団体

は積極的に関わっていない。

一方で、大正前期には書道界も活発な活動を展開している。大正二年には蘭亭修禊記念会が法書会を中心として開催される。これは書家だけでなく、後に美術館建設期成同盟会及び平和博覧会記念事業期成実行会の中心人物の一人となった日本画家の荒木十畝も発起人に名を連ねている。蘭亭修禊記念会は、江戸時代から続く雅会のスタイルを踏襲して催された。蘭亭修禊記念会開催という試み自体は、組織化が図られ、近代的な性格を帯びたものであったが、その内容は江戸時代の香りを残しているなど、まさに新旧の時代が入り混じったものであったといえよう。

また書は、大正三年の大正博覧会において、博覧会復帰を果たしている。この大正博覧会では美術部門に書の出品部門が設けられている。これは、第二回、第三回東京勸業展覧会において書が出品されていたことが背景にあったといえる。大正博覧会の美術部門に出品されたことよって書は「博覧会」という公の場で「美術」として位置付けられることとなった。この位置付けは、大正十一年の平和記念東京博覧会の前まで概ね続いたといえよう。平和記念東京博覧会で書は美術部門ではなく教育学芸部門に置かれることとなった。大正博覧会以降、書家は「大正七年の美術館期成同盟会へ参画するなど、美術家主導の美術館設立運動に参加しているが、平和記念東京博覧会での位置付けによって、美術家とは異なる運動を展開していくこととなる。⁽⁵⁾その歴史を鑑みると、博覧会が、その後の「美術」概念を規定していく力を有していたともいえるのではないだろうか。また、書は官設展覧会である文展及び帝展参入を試み、運動したものの、大正期に実現することはなかった。このように、書を通して大正期の美術概念を通覧すると、そこには揺らぎが存在していたといえる。大正前期の書道界はこうした「美術」概念の揺らぎとともに歩みを進めている。大正前期の書家及び書道団体と美術館設立運動との関わりがあまり見られないのも、こうした「美術」概念の曖昧さに起因する。大正前期の美術館設立運動の主たるものは国民美術協会による運動で

ある。前述の通り国民美術協会は西欧の美術概念をその背景に有しており、書はそこに入る余地がなかったであろうことが想像される。大正前期の美術館設立運動は美術界が一丸となって展開されるというよりも、個々の団体によって展開されているという側面がある。当時の書家及び書道団体の関心の多くは博覧会への復帰であり、また文展への参画であった。美術家とは異なる運動を展開していた書道界にとつて、美術館設立運動は関心事項の上位を占めるものではなかったであろう。当時の書家の悲願は他の美術と同様に書が奨励されることであり、そのため「美術」への参入をより明確なものにしようとしていたと考えられるのではないだろうか。

注

(1) 明治期の美術館設立運動史については拙稿「美術館設立運動史における書の位置付け―明治期を中心に―」『書学書道史研究』28号（書学書道史学会、平成三十年）を参照されたい。

(2) 坂井厚水「第六回文展所感」『美術新報』第一二巻一号（大正元年）一頁参照。

(3) 「文展会場の不完全と美術館建設の急要」『美術週報』第一巻第三号（大正二年）一頁参照。

(4) 「文展会場新設要急」『美術新報』第一五巻第一号（大正四年）一頁参照。

(5) 美術団体。大正三年（一九一四）に、新帰朝の洋画家が中心となって、文展洋画部に審査における新旧二科制の設置を要望したが、文部省に受け入れられなかったため、これを不満とした新傾向作家の石井柏亭、有島生馬、梅原龍三郎らが文展を離れて結成した。

(6) 大正期の美術団体。大正四年（一九一五）十月に開かれた現代之美術社主催の洋画展覧会を契機として、岸田劉生らを中心に発足した。

(7) 『美術新報』第一二巻二号（大正元年）三二二頁参照。

- (8) 前掲注7に同じ
- (9) 前掲注7に同じ
- (10) 前掲注7に同じ
- (11) 前掲注7に同じ
- (12) 「国民美術協会に対する希望」『美術新報』第二二卷六号(大正二年)二頁参照。
- (13) 『美術週報』第一卷一号(大正二年)四頁参照。
- (14) 前掲注13に同じ。
- (15) 朴昭炫「戦場」としての美術館―日本の近代美術館設立運動／論争史(星雲社、平成二十四年)七六―七七頁参照。
- (16) 『美術新報』第二二卷四号(大正二年)三四頁参照。
- (17) 前掲注15「戦場」としての美術館―日本の近代美術館設立運動／論争史(八一―八二頁参照)。
- (18) 前掲注17に同じ。
- (19) 『美術新報』第二二卷七号(大正二年)三二頁参照。
- (20) 前掲注19に同じ。
- (21) 前掲注19に同じ。
- (22) 『美術新報』第二二卷十一号(大正二年)三一頁参照。
- (23) 『美術新報』第二二卷七号(大正二年)三〇頁参照。
- (24) 中里一郎編『博覧会協会史』(日本産業協会、大正十年)八五―八八頁参照。
- (25) 前掲注24『博覧会協会史』八八頁参照。
- (26) 佐藤梅園「勸業展覧會の所感を述べて書評に及ぶ」『筆之友』一五五号(書道奨励会、大正二年)二〇頁参照。
- (27) 前掲注26に同じ。
- (28) 清海漁史「所感」『筆之友』一五七号(書道奨励会、大正二年)三九頁参照。
- (29) 「蘭亭修禊記念會記事」『書苑』二卷第八号(法書会、大正二年)一頁参照。

- (30) 前掲注29に同じ。
- (31) 前掲注29「蘭亭修禊記念會記事」六頁参照。
- (32) 前掲注29に同じ。
- (33) 『美術週報』第一卷二〇号(大正三年)二頁参照。
- (34) 前掲注33に同じ。
- (35) 『美術新報』第十三卷五号(大正三年)三一頁参照。
- (36) 『書苑』三卷第十号(大正三年)八頁参照。
- (37) 前掲注36に同じ。
- (38) 『書苑』四卷第四号(大正三年)八頁参照。
- (39) 『美術週報』第一卷三四号(大正二年)一頁参照。
- (40) 『書苑』三卷第五号(法書会、大正二年)参照。
- (41) 前掲注40に同じ。
- (42) 前掲注40に同じ。
- (43) 『美術週報』第二卷二九号(大正四年)三頁参照。
- (44) 『美術週報』第二卷三二号(大正四年)四―五頁参照。
- (45) 『美術新報』第一四卷九号(大正四年)四―四二頁参照。
- (46) 前掲注15「戦場」としての美術館―日本の近代美術館設立運動／論争史(九六頁参照)。
- (47) 前掲注46に同じ。
- (48) 前掲注15「戦場」としての美術館―日本の近代美術館設立運動／論争史(九七頁参照)。
 ここに出てくる「趣味教育」とは「国民の審美的性情を薰陶し彼等を物質的文明の余弊より救」うことであり、美術鑑賞者の国民を「経済的圧迫より脱出」させ、あるいは「過労の疲弊より休息」させ、「心機を一新し氣力を回復」させることである。岩村の「趣味教育」論の根幹にはウィリアム・モリスの、美術の目的は「人に美感を与え、余閑を楽しみむべき趣を供給し、とか

く休息においてさえ、厭世、悲観に陥り易き人情を防ぎ、労働に希望と肉体的快楽を与うるにある。すなわち、人の労働を愉快にし、休息を意味あるものとし、かくのごとくして、人類全体の幸福を増進するにある」という思想があった。岩村は趣味の普及は快楽を一般的に増進することと同義であると、それによって「社会救済の道」を図ろうとしていた。（『戦場』としての美術館―日本の近代美術館設立運動／論争史―九八頁参照）

(49) 『美術週報』第二卷三八号（大正四年）三頁参照。

(50) 東京美術学校問題のきつかけとなった事件は大正四年十二月二十七日次いで三十一日付をもって、十余年間勤務していた玉田文作、羽田禎之進が免職となったことから始まった。この両氏の免職理由は明らかにされず、両氏の退職は校内の人々に残念がられた。そして年明け一月八日の東京美術学校の始業式において「学生監」が置かれることが発表され、それに任命された大村西涯はその場で学生の操行、服装についての私見を述べ、「断髪令」が敷かれることとなった。この「学生監」設置は学生と教職員に対して取締りを行うための処置である。一月十七日には、新たに幹事、理事の職が設けられ、その任命が発表された。そして一月二十一日、同校生徒心得として明治四十二年以来規則に掲載されていた二十三ヶ条の条文を学生食堂に掲示したところ、同月二十四日に何者かによって掲示が抹殺されたのである。これが、一連の事件の内容である。（『美術週報』第三卷十九号（大正五年）四頁参照）

(51) 本論に入る順序として、何故美術行政が必要なりやといふことに論及せざるべからず。それは斯る次第也。我が日本政府は美術問題を擧げて文部省属僚の支配下に隷屬しあり。此の不熱心、不聰明なる文部省管下に美術界を挿しあるといふことが、即ち美術界一般の不幸を齎らす病原にして、今次の美術学校問題の如きもまた此の無頓着なる施政方針の欠陥の及ぼしたる餘波に外ならざるなり。今回の事件の如きも正木氏が引責すればそれで済

むようなもの、實際は文部省の當事者にも充分の責任はあるなり。實際は政府の美術に對する方針が從來滅茶苦茶で通し來れる悪政の罪にして全くの責任は政府それ自身此れを背負ざる可らざる也。（中略）美術學校を文部省の一屬官たりし正木氏に一任して放棄しありしが爲に、遂に今次の事件を惹起し、我が神聖なる藝術の領域に拭ふべからざる汚點を印したるにあらざるや。又文展の審査員の事ども、随分と面倒なる問題を惹起しるるにあらざるや。此等も正木氏と文部次官が盲目と盲目との物品授受に等しき滑稽を演じゐる處に不自然なる成行が起り來る所以にあらざるなきか（中略）吾人は既に文部省の美術界に頼むべからざるを明にしたり。然らば即ち此等隨所の缺陷を一切断ち切るの法を講ぜざるべからず。而して此の法として理想的なるものは「我が美術界を文部省より絶對に絶縁」し別に我が政府の内閣に新たなる美術省の一省を加へ、此を從來の主人株なりし文部と對立（或は席次に於ては上位）せしめ、而して美術行政の法を天下に布かん事なり。（『美術週報』第三卷二五号（大正五年）四―六頁参照）

(52) 『美術旬報』第一五五号（大正七年）三頁参照。

(53) 前掲注52に同じ。

(54) 前掲注52に同じ。

(55) 前掲注52に同じ。

(56) 前掲注52に同じ。

(57) 大正後期の美術館設立運動史については別稿を設け詳しく論じることとする。